

災害時における仮設トイレ等の供給に関する協定書

東 温 市

日野興業株式会社

## 災害時における仮設トイレ等の供給に関する協定書

東温市（以下「甲」という。）と日野興業株式会社松山営業所（以下「乙」という。）は、大規模災害が発生した場合の、仮設トイレ等の提供について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、東温市において大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に被災者の応援救助等に係る仮設トイレの提供を乙から受けることで、災害の復旧等対策を円滑かつ迅速に行うことを目的とする。

### （協力の要請）

第2条 甲は、前条の目的のため、乙に対し次の各号に掲げる事項を明らかにして、乙の可能な範囲内で協力を要請することができる。

- 1 仮設トイレの提供に関する事。
- 2 その他レンタル機材の提供に関する事。
- 3 災害時における地域支援に関する事。
- 4 平常時の防災訓練等への協力に関する事。
- 5 その他前条の目的を達成するために必要な事業に関する事。

### （要請に基づく手続き）

第3条 甲は、乙に協力要請を行う場合には、原則として災害発生時仮設トイレ等機材提供要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急の場合には、電話またはファックス等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

### （要請の拒否）

第4条 乙は、甲の要請を受けるとき、災害発生現場の状況により二次災害のおそれ、若しくは、人命に重大な危険が及ぶおそれがあると判断した場合には、その要請を拒否することができるものとする。仮設トイレの被災地までの運搬に関し、原則乙は請負しないものとする。但し、甲乙協議の上、その限りではない。

### （報告）

第5条 乙が、甲の要請に応じ仮設トイレ等を提供した場合は、速やかに災害発生時仮設トイレ等提供報告書（様式第2号）による甲に報告するものとする。

### （費用の負担）

第6条 甲は、第2条の要請により乙が提供した仮設トイレ等に要した費用について負担するものとする。

2 前項の費用については、災害時発生前の適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

### （費用の請求）

第7条 乙は、前条において決定した単価に基づき、甲に費用の請求を行うものとする。

(費用の支払い)

第8条 甲は、乙から請求があった場合には、30日以内に乙が指定した口座に支払うものとする。

(連絡先等の報告)

第9条 甲及び乙は、本協定に係る連絡先及び担当者を連絡先報告書(様式第3号)により相互に報告するものとする

2 前項の報告内容に変更が生じた場合は、遅滞なく報告するものとする。

(損害発生時の対応)

第10条 甲及び乙は、協力の要請及び措置の実施に伴い第三者に損害を及ぼした場合、あるいは乙に損害が生じた場合においては、その事実の発生後遅滞なく書面により報告し、その対応については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲乙のいずれからも書面による申し出がないときは、有効期間満了日の翌日から1年間延長するものとし、以降、この例によるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和6年2月20日

甲 東温市見奈良530番地1

東温市

東温市長 加藤 章

乙 東温市下林丙184-7

日野興業株式会社 松山営業所

所長 若管 裕樹

様式第1号（第3条関係）

東温危第 号  
年 月 日

様

東温市長

### 災害発生時仮設トイレ等提供要請書

災害時における仮設トイレ等の供給に関する協定第2条の規定により、  
下記のとおり要請します。

記

要請年月日	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
要請内容	
その他 必要事項	

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

東温市長

株式会社

### 災害発生時仮設トイレ等提供報告書

年 月 日付け東温危第 号の要請に基づく協力について、下記のとおり仮設トイレ等を提供したので報告します。

記

提供日時	
提供内容	
その他	

年 月 日

## 連絡先報告書

記

区分	項目	第1連絡先	第2連絡先
甲	担当課名		
	担当者名		
	担当者TEL		
	担当者FAX		
	担当者e-mail		
乙	担当課名		
	担当者名		
	担当者TEL		
	担当者FAX		
	担当者e-mail		